
VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

- 1 軽自動車税
 - (1) 車種別課税台数及び調定額・・・・・・・・・・ 21
- 2 市たばこ税
 - (1) 調定額等・・・・・・・・・・ 22
- 3 入湯税
 - (1) 調定額等・・・・・・・・・・ 22

VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

1 軽自動車税

(1) 車種別課税台数及び調定額

(単位：台、千円、%)

区分		26 年 度			27 年 度			28 年 度				
		台 数	調定額	前年度比	台 数	調定額	前年度比	台 数	調定額	前年度比		
原動機付自転車	50cc以下	21,087	21,087	97.2	20,412	20,412	96.8	19,588	39,174	191.9		
	90cc以下	930	1,116	95.5	884	1,061	95.1	812	1,623	153.0		
	125cc以下	5,249	8,398	106.0	5,459	8,734	104.0	5,749	13,798	158.0		
	ミニカー	88	220	103.8	91	228	103.6	94	348	152.6		
	小 計	27,354	30,821	99.4	26,846	30,435	98.7	26,243	54,943	180.5		
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪のもの	3,338	8,011	100.5	3,283	7,879	98.4	3,170	11,412	144.8		
	三輪のもの	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0		
	四輪のもの	乗用	営業用	14	77	128.3	12	66	85.7	11	61	92.4
			自家用	18,827	135,555	105.0	19,715	141,948	104.7	20,346	166,016	117.0
		貨物	営業用	494	1,482	100.6	524	1,572	106.1	559	1,797	114.3
			自家用	6,706	26,824	100.3	6,597	26,388	98.4	6,485	29,555	112.0
	農 耕 用	30	48	129.7	34	54	112.5	37	89	164.8		
	特殊作業用	97	456	100.0	91	428	93.9	89	525	122.7		
	小 計	29,506	172,453	104.0	30,256	178,335	103.4	30,697	209,455	117.5		
二輪の小型自動車	2,471	9,884	100.9	2,525	10,100	102.2	2,579	15,474	153.2			
合 計	59,331	213,158	103.2	59,627	218,870	102.7	59,519	279,872	127.9			

2 市たばこ税

(1) 調定額等

区分 \ 年度	26年度	27年度	28年度
消費本数 (千本)	旧3級品 16,650	旧3級品 16,824	旧3級品 15,964
	旧3級品以外 314,013	旧3級品以外 310,668	旧3級品以外 297,984
税率	旧3級品 1,000本につき2,495円	旧3級品 1,000本につき2,495円	旧3級品 1,000本につき2,925円
	旧3級品以外 1,000本につき5,262円	旧3級品以外 1,000本につき5,262円	旧3級品以外 1,000本につき5,262円
調定額 (千円)	1,693,880	1,676,711	1,613,972
前年度比 (%)	97.1	99.0	96.3

※ 調定額には手持品課税による調定額も含む

3 入湯税

(1) 調定額等

(単位：人、円)

年度	26年度	27年度	28年度
特別徴収義務者数	1	1	2
課税対象 となった 入湯客数	宿泊する者 0	0	0
	宿泊しない者 63,602	63,275	296,743
調定額	4,770,150	4,745,625	22,255,725

※ 平成28年6月、特別徴収義務者1社は、鉱泉の利用を開始

※ 入湯税の税率(1人1日)は、宿泊する者150円、宿泊しない者75円